

料金後納郵便
個人型
確定拠出年金

親展

見本

[Redacted Name and Address]

様



重要 小規模企業共済等掛金控除証明書

年末調整 や 確定申告 の際に必要です。



iDeCo

国民年金基金連合会

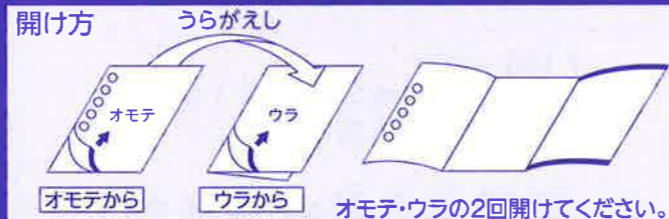
10000001

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル
電話 0570-003-105
(050で始まる電話でおかけになる場合は03-6632-2724)

ご案内は内側にあります。

矢印方向にゆっくりと開いて中をご覧ください。
裏面からも同様に左下より開いて中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

この「小規模企業共済等掛金控除証明書」は、年末調整・確定申告の際にご提出いただくものです。大切に保管してください。



この部分から矢印方向にゆっくりとはがして中をご覧ください。
裏面にもご案内があります。同様に左下よりはがして中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

基礎年金番号 0000-000003

令和 1年中に払い込まれた個人型年金の掛金額は以下の通りです
(令和 1年11月18日現在)

掛金額の内訳

1月引落	123456789	[Redacted]
2月引落	123456789	[Redacted]
3月引落	123456789	[Redacted]
4月引落	123456789	[Redacted]
5月引落	123456789	[Redacted]
6月引落	123456789	[Redacted]
7月引落	123456789	[Redacted]
8月引落	123456789	[Redacted]
9月引落	123456789	[Redacted]
10月引落	123456789	[Redacted]
11月引落	123456789	[Redacted]
12月引落	123456789	[Redacted]
本年10月までに払い込まれた金額	¥123,456,789,012-	
11~12月に払い込まれる予定金額	¥123,456,789,012-	
合計金額	¥246,913,578,024-	

「11~12月に払い込まれる予定金額」とは、

2ヶ月分の予定引落金額の合計です

*** お問い合わせ先 ***

(各種変更手続き)

電話 [Redacted]

(払込証明書の照会)

電話 [Redacted]

LH0801

重要

令和 1年分小規模企業共済等掛金払込証明書
確定拠出年金 (個人型年金)

氏名 [Redacted]
住所 [Redacted]

本年10月までに払い込まれた金額	¥123,456,789,012-
11~12月に払い込まれる予定金額	¥123,456,789,012-
合計金額	¥246,913,578,024-

令和 1年11月18日発行

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金連合会

見本

**個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金の
所得控除証明について**

- お客様が払い込んだ個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金は、全額所得控除 (小規模企業共済等掛金控除) の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。
- この証明書は、確定申告や年末調整 (給与所得者の場合) の際に、添付してください。
- この証明書は、1月から12月までに払い込んだ掛金 (または払い込む予定の掛金) の総額を証明するものです。掛金の払込中止や金額変更を行った場合や、掛金未納・加入者資格喪失等の事態が生じた場合は、その要因が引落金額の右側に記載され、金額が変更されています。年末調整申告後、10月~12月に払い込まれる金額が変更になった場合は、申告額を修正していただく必要があります。
- この証明書に係るご照会は、内側に記載されている (払込証明書の照会) にお問合せください。
- この証明書は、加入者本人の個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金の所得控除の申告以外には使用できません。

申告書の記入箇所

- 控除を受けられる場合は申告書の次の欄に、この証明書に記載の「合計金額」を記入してください。
- (1) 税務署に確定申告書で申告する場合「小規模企業共済等掛金控除」欄
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書に記入する場合 (会社員の方が会社に年末調整を申告する場合) 規定用紙の右下の「小規模企業共済等掛金控除」欄の「個人型又は企業型年金加入者掛金」欄

* 払込証明書の再発行について

申告額の修正等のため、払込証明書の再発行を希望される場合は、内側に記載の受付金融機関にお申し出ください。

**~こんなときには届出が必要です
受付金融機関でお手続きください~**

- (1) 氏名・住所が変わったとき
- (2) 掛金の引落口座や金融機関を変更するとき
- (3) 掛金額を変更するとき
- (4) 掛金拠出を停止するとき
- (5) 運営管理機関を変更するとき
- (6) 国民年金保険料納付を本人申請により免除されたとき
- (7) 海外居住となったとき
- (8) 企業年金の加入状況等に変更があったとき
- (9) 就職または退職 (転職を含む) したとき

* 加入者がお亡くなりになった場合は、ご遺族様から受付金融機関へ速やかに届出をしてください。

**第1号加入者の方へ
~国民年金保険料は納付されていますか?~**

個人型確定拠出年金 (iDeCo) は、公的年金である国民年金に上乘せされる年金です。このため、個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金を納付されても、国民年金保険料が納付されていない月がありますと、該当月の掛金は還付されてしまいます。還付に伴い、すでに所得控除を受けている場合には、確定申告の修正申告をしなければなりません。国民年金保険料の納め忘れがないようにご注意ください。

見本

さがは郵便

さが郵便